

プラスチック資源循環施策に関する説明会

次 第

日 時：令和3年6月29日（火）
15：00～15：50
場 所：WEB会議（オンライン）
およびAP虎ノ門 会議室A

1. 開 会

2. 説 明

「プラスチック資源循環促進等に関する施策について（仮題）」

環境省 環境再生・資源循環局総務課

リサイクル推進室長 平尾 禎秀 氏

3. 質疑応答

4. 閉会



-我が国におけるプラスチック資源循環施策の動向-

令和3年6月

環境省 環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンと実施枠組

流出の多くが新興国・途上国とも言われていることから、これらの国々を含む世界全体で取り組むことが重要。
→G20での「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」、
「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」の共有



大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、**共通のグローバルなビジョンとして共有**
- ・ 他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ（2020年12月時点で、**86の国と地域**が共有）

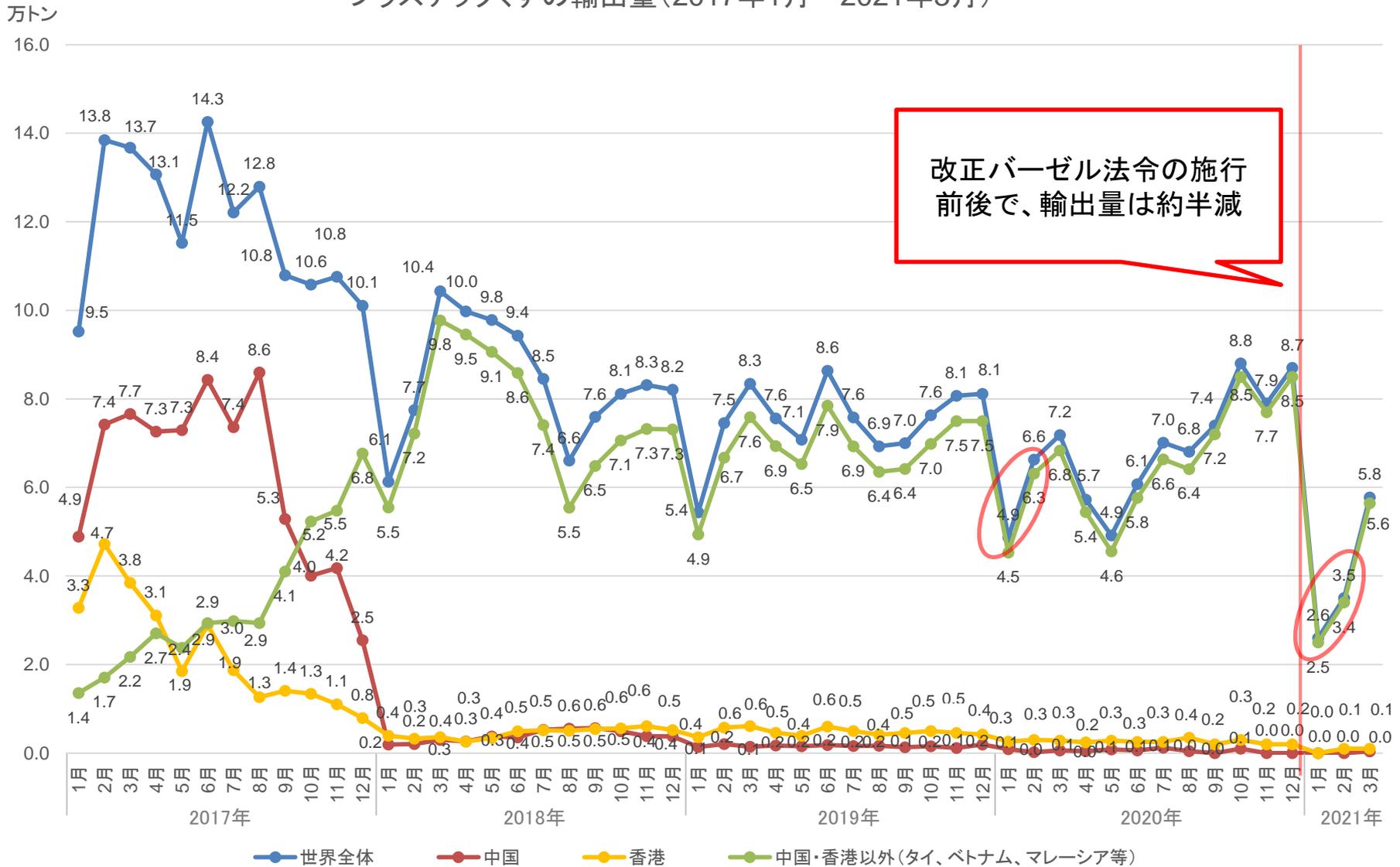
「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。**」

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下の**自主的取組を実施し、効果的な対策と成果を共有・更新**することを通じた**相互学習を行う**
 - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、
 - ③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記をG20首脳が承認 「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」



プラスチックくずの輸出量(2017年1月～2021年3月)



背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入
海洋プラス チック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶ 海岸漂着物等の回収処理 ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ▶ 代替イノベーションの推進
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ▶ 海外展開基盤

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の概要

- 海洋プラスチックごみによる環境汚染は、世界全体で連携して取り組むべき喫緊の課題。我が国は、2019年のG20議長国として、各国が連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
- 同時に、我が国は、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組む。そのための我が国としての具体的な取組を、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」として取りまとめた。
※プラスチックごみは、世界全体で478～1275万トン/年、途上国が太宗を占め、我が国からは2～6万トン/年、海洋流出していると推計されている（2010年に関する推計値、Jamebeckら：Science(2015)）
- 重要なことは、**プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか**。経済活動を制約する必要はなく、**廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、「新たな汚染を生み出さない」ことに焦点を当て、率先して取り組む。**

対策分野	課題	主な対策・取組	指標
① 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アジア各国の廃棄物禁輸措置に対応した国内処理体制の増強 ✓ 漁具等の適切な回収 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民の日々のごみ出し・分別回収への協力に基づく、廃棄物処理制度・リサイクル制度による回収の徹底 ➢ 最新技術を活用した国内回収処理体制の増強や発泡スチロール製魚箱等のリサイクル施設等の整備（省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業 2018補正60億円、2019予算31億円） ➢ 農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進 ➢ 漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底 ➢ 港湾における船内廃棄物の円滑な受入れ 	 不法投棄撲滅運動シンボルマーク 不法投棄防止の監視パトロール
② ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 容器包装等のポイ捨てや漁具等の海洋流出が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法律（廃棄物処理法、海洋汚染等防止法等）・条例（ポイ捨て禁止条例）違反の監視・取締りの徹底 ➢ 毎年の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(5/30～6/5)を中心とした国、自治体等による集中的な監視パトロールの実施 ➢ 清涼飲料団体による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自販機等に専用リサイクルボックスを設置する取組を支援 ➢ 河川巡視等による不法投棄の抑制 ➢ 漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底 	 不法投棄防止の監視パトロール
③ 陸域での散乱ごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海に流出する前に、陸域において散乱ごみを回収することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住民、企業等が分担して街中、河川、海浜等の清掃美化等を行う取組（アダプト・プログラム）の更なる展開（助成等を行う(公社)食品容器環境美化協会と連携。45,000団体以上、250万人以上が参加 ※2019.2月時点、同協会調べ） ➢ 道路のボランティア・サポート・プログラムの推進 ➢ 河川管理者や自治体、地域住民が連携した清掃活動やごみの回収 ➢ 新たに開始する「海ごみゼロウィーク」(5/30～6/8前後)において、青色のアイテムを身につけた全国一斉清掃アクションを展開。2019年は200箇所で80万人規模、2019～2021年の3年間で240万人の参加を目指す。 	 散乱ごみの回収活動(全国川ごみネットワーク提供)
④ 海洋に流出したごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一旦海洋に流出したプラスチックごみについても回収に取り組む必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく海岸漂着物等地域対策推進事業（2018補正31億円、2019予算4億円）により、自治体による海岸漂着物の回収処理を推進 ➢ 漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援 ➢ 海洋環境整備船による閉鎖性海域における浮遊ごみの回収、港湾管理者による港湾区域内の浮遊ごみの回収 	 海洋プラスチックごみ回収量
⑤ 代替素材の開発・転換等のイノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海洋に流出しやすい用途を中心に、海洋生分解性プラスチック等流出しても影響の少ない素材への転換が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、官民連携により技術開発等に取り組む ➢ 代替素材への転換を支援する事業（2019予算35億円）等により、漁具等も含めた製品について、生分解性プラスチック、紙等への代替を支援 ➢ カキ養殖用パイプ等の高い耐久性・強度が必要とされない漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進 ➢ プラスチック製造・利用関係企業の「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)」を通じたイノベーション加速 ➢ 革新的ソリューションに取り組む企業・団体・研究者と「海洋プラスチック官民イノベーション協力体制」を構築し、発信 	 生分解性プラスチック製の袋 代替材料の生産能力/使用量
⑥ 関係者の連携協働	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 幅広い国民各界各層の取組への拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海洋ごみ発生防止に向けあらゆる主体の取組を促す「プラスチック・スマート」キャンペーンの展開（2019年5月時点で408団体が趣旨に賛同し取組中、「#プラスチックスマート」でSNSでも多数発信） ➢ 「海ごみゼロアワード」による優良取組事例の表彰、「海ごみゼロ国際シンポジウム」による情報発信 ➢ 経団連の「業種別プラスチック関連目標」、農林水産業・食品産業の「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じた取組促進 ➢ 海岸漂着物処理推進法に基づく地域協議会を通じた連携促進、内陸を含めた複数自治体連携のモデル事業の推進 	 スポーツとしてごみ拾いを競い楽しむ取組も
⑦ 途上国等における対策促進のための国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 途上国における廃棄物管理等の対策促進が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 途上国に対し、廃棄物法制、廃棄物管理に関する能力構築・制度構築、海洋ごみ国別行動計画の策定、廃棄物発電等の質の高い環境インフラ導入など、ODAを含めた様々な支援を実施 ➢ 「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づきASEAN諸国を支援 ➢ 東南アジア地域での海洋プラスチックごみモニタリング人材の育成支援 	 国際協力により増加する適正処理廃棄物の量
⑧ 実態把握・科学的知見の集積	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対策実施の基礎として、実態把握・科学的知見の充実が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ モニタリング手法の国際調和の推進（2019年度は東南アジア数か国と調査の実証実施、人材育成研修招聘） ➢ 国内における排出量・排出経路等の調査・推計、漂着物や浮遊プラスチック類等の調査 ➢ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの人や生態系等への影響の調査 	 バングラデシュ・ダッカではJICAの協力によりごみ収集率が44%から80%に改善（JICA提供） ミャンマー・ヤンゴンにおける日本の支援による廃棄物発電施設

□ 我が国のベストプラクティス（経験知見・技術）を国際的に発信・展開しつつ、「新たな汚染を生み出さない世界」を目指した実効的な海洋プラスチックごみ対策に率先して取り組む

※指標の進捗を毎年把握。科学的知見の進展等を踏まえつつ、3年後を目途として見直しを行い、取組を強化していく。

みんなで減らそう ♪ レジ袋チャレンジ

●目標：レジ袋をもらわない人の割合を **6割**

●期間：2020年6月25日～12月31日

(2020年3月時点で行ったアンケート調査では、店頭でレジ袋を1週間1枚ももらわなかった人の割合は約3割)

○事業者・団体向け：「レジ袋チャレンジ・サポーター」

キャンペーン目標の達成と一緒に呼びかけしてもらえる事業者・自治体・NGOの皆様を募集。応募いただいた方々には、店頭などで使える動画・ポスターなど広報媒体を提供。(12月には優秀サポーターの表彰式を開催予定)

<提供する広報媒体の例>



▶登録はこちらから

<http://plastics-smart.env.go.jp/rejibukuro-challenge/>

※登録の際に、レジ袋削減に関する取組内容、辞退率・削減量等の実績なども併せて登録いただければ、キャンペーンサイトで紹介します。

⇒自治体としてのご登録と、地域の事業者・団体への登録・取組の呼びかけをお願いします。

○消費者向け：「レジ袋チャレンジャー」

環境大臣とアンバサダーからの挑戦項目を達成するとWEB上で**表彰状**がダウンロードできる。挑戦項目は、「1週間レジ袋をもらわない」、「周りの人にマイバッグをすすめる」「マイバッグを50回使う」など計18項目。



みんなで減らそう ♪ レジ袋チャレンジ

「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」受賞サポーター一覧

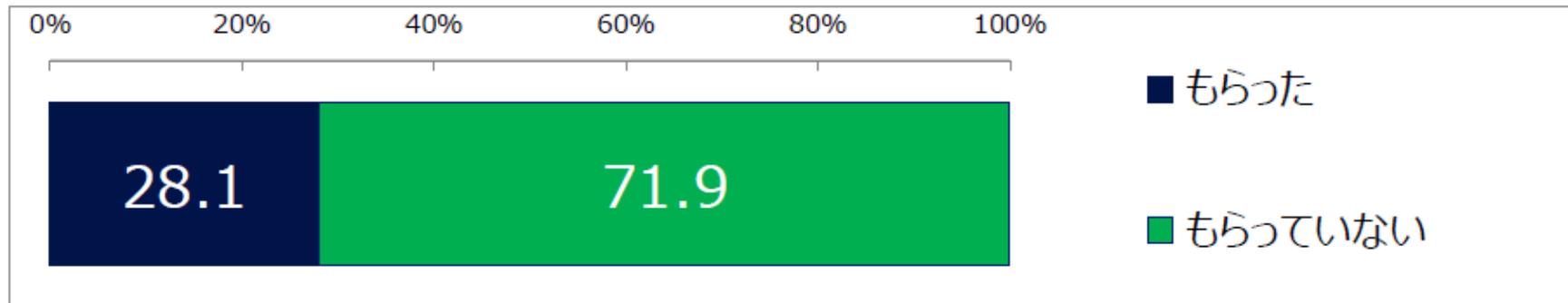
表彰名	サポーター名	リリース記載の取り組み内容の見出し	受賞理由
最優秀賞 企業部門	イオン株式会社	2020年のイオンの買物袋持参運動 みんなで#マイバッグキャンペーン	2007年から有料化に取り組みられた先行性に加え、マイバスケットの普及・オリジナルマイバッグ作成、有料化収益の寄付、キャンペーン広報ツールの店頭掲出など、地に足のついた取り組みを、大規模かつ着実に展開して頂いた。その結果、必然的に総合得点が高くなった。全国展開の大手小売企業ならではの取り組みのみならず、地域の要望に沿ったマイバッグ貸出などの個別対応も細やかに行うなど、その役割以上の姿勢と成果を評価した。
最優秀賞 自治体・団体部門	富山県&とやまエコ・ストア 連絡協議会	富山県でのレジ袋無料配布廃止の取 組み	2008年には全県レジ袋無料配布廃止を行い、全国を牽引してこられたが、その取り組みが今も継続的に行われ、レジ袋辞退率95%という成果に至っている。今年の夏は、若年層にマイバッグ実践モニター調査を実施し、結果を今後の普及啓発策に役立てるなど、更なる高みを目指す姿勢も評価した。
最優秀賞 普及啓発部門	ふじのくにCOOLチャレンジ 実行委員会	クルポで広げよう！レジ袋チャレン ジャー!!キャンペーンPR	静岡県内店舗の協力を得て、レジ袋辞退に結び付ける仕組みを、独自に構築したアプリで試行している。ゲーム感覚でアクションをクリアすると現場でQRコードを読みこんでポイントを貯められるのは、良いアイデアであり波及も期待したい。広報ツールについても、積極的に通路やバス内での掲出に努めて頂いた。
最優秀賞 独自性部門	徳島県&「レジ袋サクゲン 作戦」関係者一同	レジ袋の削減へ向けて ～レジ袋サクゲン作戦～	学校等で不要なエコバッグを回収し、小売店で活用する取組は、家庭で眠っているものの再利用(リユース)の観点からも、レジ袋を忘れた買い物客への配慮の観点からも、アイデアが光っていた。また実績値としても、リデュース・リユースともに一定の成果を得られている。子供達への環境教育も組み合わせられている点も高評価につながった。
特別賞	合同会社ユー・エス・ジェイ	“サステナブルをエンターテイメント！” 環境意識啓発活動	エンターテイメントのプロとして、このような取り組みに努力頂いたことを、まずは特別に評価したい。キャラクターのパワーや、自らのSNSやメディアの発信力も活用した訴求力が際立っていた。「レジ袋のうた」を替え歌して頂いた「プラスチックをリサイクル」の歌と踊りもユニークであり評価した。今後のさらなる、継続的な取り組みにも期待したい。

みんなで減らそう！レジ袋チャレンジ

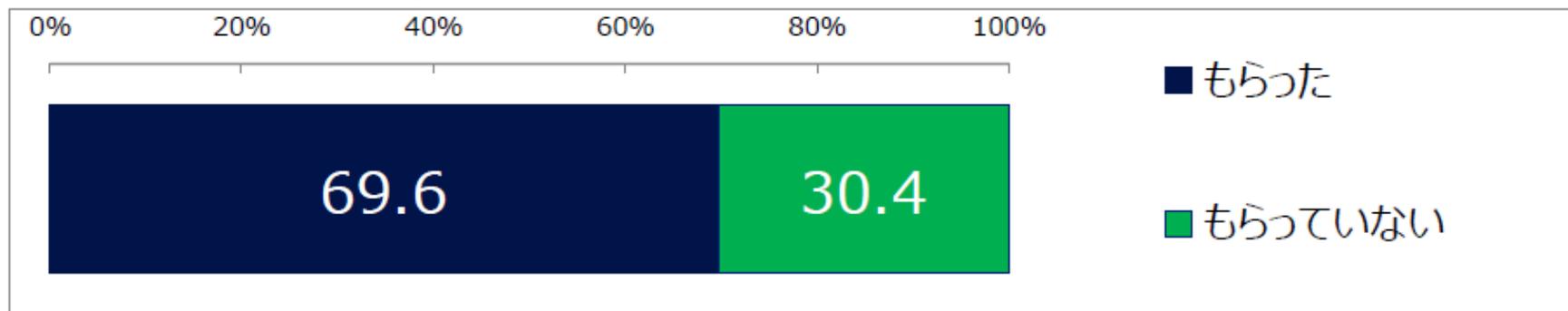
レジ袋チャレンジ結果概要

- あなたは、最近1週間以内に買物をした店舗でレジ袋をもらいましたか。(有料で使い捨てのレジ袋を購入した場合も含む) (n=2,100)

<11月計測時> (n=2,100)



<3月計測時> (n=2,100)



今後のプラスチック資源循環施策の全体像

■ 環境配慮設計 [II.2.(1)関係]

[II.2.(1)関係]

- プラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナー（設計決定者）が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促す

■ リデュースの徹底 [II.1.関係]

- ワンウェイの容器包装・製品の設計決定者が取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す
- 小売・サービス事業者等に対してワンウェイの容器包装・製品について、使用の合理化を図るため、消費者の意思確認の徹底や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示し取組を求め、消費者の行動変容を促す

■ 家庭からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (i)関係]

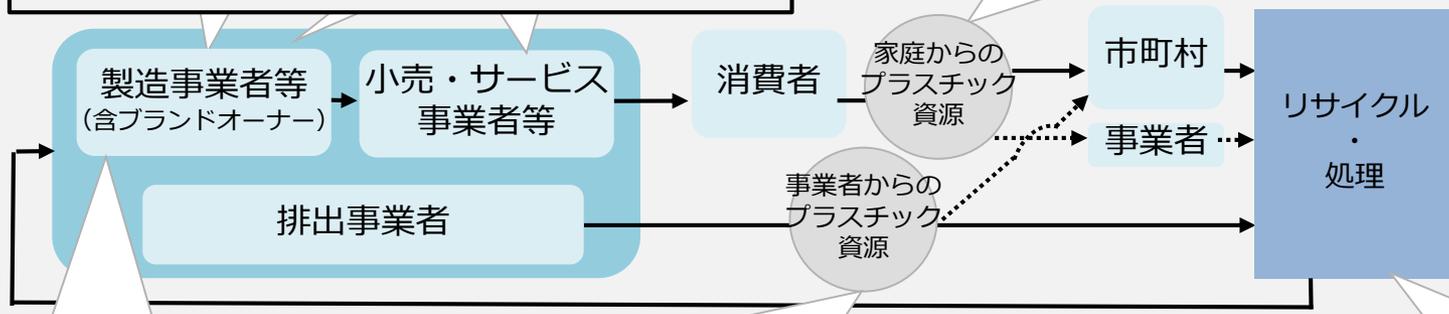
(市町村による分別回収)

- 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるような措置
- プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- 分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

(事業者による自主回収)

- 事業者が自ら製造・販売した容器包装・製品に加え同種のものも含めたプラスチック資源を円滑に自主回収・リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者が実施する回収量向上策を支援

ライフサイクル全体での現在の主なフロー



■ 分野横断的な促進策 [II.4.関係]

[II.4.関係]

- 消費者の理解・協力の促進
- 企業・地方公共団体による先進的取組の展開
- ESG金融による取組の後押し
- 政府の率先的・基盤的な取組

■ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進 [II.3.関係]

- 再生素材について、政府率先調達等による需要喚起、業界における認証整備等の支援等
- バイオプラスチックについて、導入ロードマップを策定し、これに基づく施策を展開

■ 事業者からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (ii)関係]

- 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等、取り組むべき措置を示し取組を求める
- 排出事業者がリサイクル事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者（例えば小規模店舗等）から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備等

■ 効率的な回収・リサイクル基盤整備 [II.2.(2) (iii)関係]

- プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を支援
- リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策等

バイオプラスチック導入ロードマップ【概要】

令和3年1月

ポイント

「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の実現に向け、「3R+Renewable」の基本原則に基づき、より持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定。

- ▶ **バイオプラスチック導入に関わる主体に向け、①導入の基本方針、②プラスチック製品領域毎の導入に適したバイオプラスチック**（次頁参照）を提示。
- ▶ **関係主体のバイオプラスチック導入に向けた取組を強力に後押しすべく、政府の③施策**を提示。

①導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



③施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
消費者への訴求等	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討		運用開始	
	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

②プラスチック製品領域毎の導入が適したバイオプラスチック

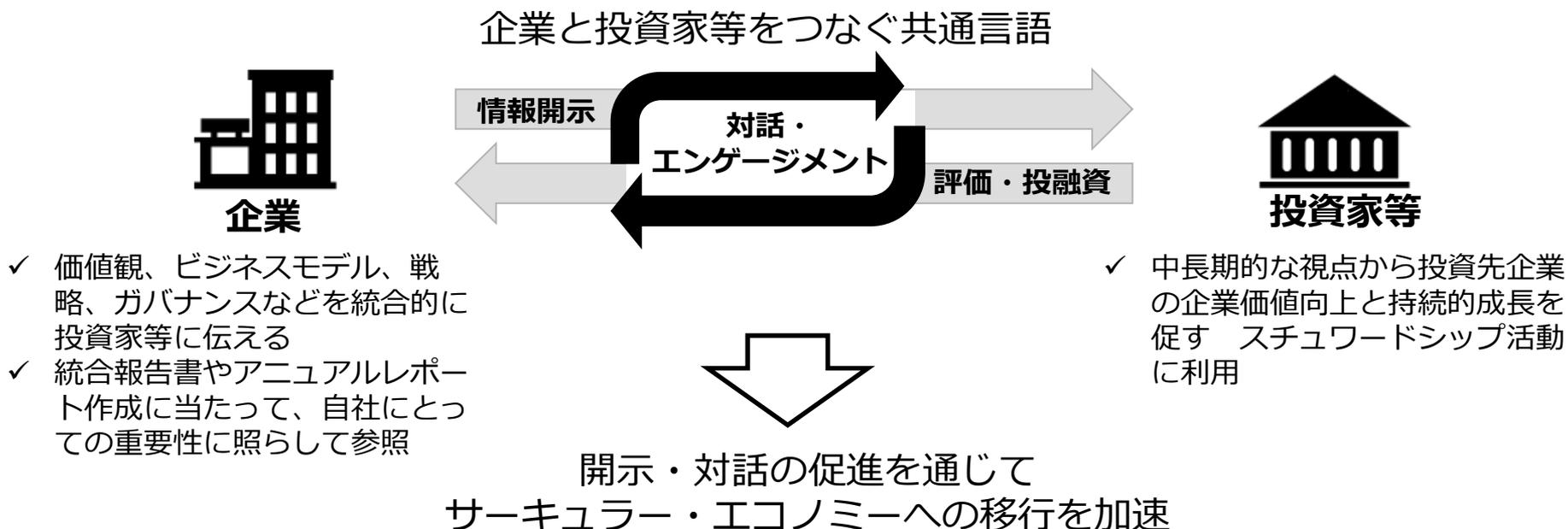
製品領域	導入に適したバイオプラスチック		製品領域毎に留意が必要な事項 (使用後のフローにおけるリサイクル調和性等の影響)	
	類型1：バイオマスプラスチック（非生分解性）のうち、リサイクルに悪影響がない以下①、②のいずれかに該当するもの。 ①バイオマス由来の汎用プラスチック（バイオPE、バイオPET、バイオPP等） ②高性能プラスチック等を代替する同種のバイオマスプラスチック（PA→バイオPA等） 類型2：バイオマスプラスチック（非生分解性） 類型3：生分解性プラスチック（※分解環境に適した生分解性機能を持つもの）			
容器包装等/コンテナ類	プラスチック製買物袋	使用後の影響の観点から、リサイクル調和性が高い「類型1」を導入。ただし、分別収集・選別により単一プラスチック種でリサイクルされる場合は、すべての類型も該当し得るため、環境負荷低減効果がより高いものを選択。	バイオプラスチックがリサイクルへ混入した際に悪影響がないことが求められる。	
電気・電子機器/電線・ケーブル/機械等				類型：1
家庭・オフィス等で使用される日用品/衣類履物/家具/玩具等				類型：1
	可燃ごみ用収集袋	特に温室効果ガス排出抑制に資する「類型2」を導入。	熱回収を阻害しないことが求められる。	
	堆肥化・バイオガス化等に用いる生ごみ用収集袋	使用後の機能の観点から、「類型3」のうち、堆肥化・バイオガス化等での生分解機能を持つものを導入。	堆肥化・バイオガス化等に伴う分解の際、十分な生分解機能があることが求められる。	
建材	輸送	使用後の影響の観点から、リサイクル調和性が高い「類型1」を導入。ただし、分別収集・選別により単一プラスチック種でリサイクルされる場合は、すべての類型も該当し得るため、環境負荷低減効果がより高いものを選択。	バイオプラスチックがリサイクルへ混入した際に悪影響がないことが求められる。	
農林・水産				類型：1
農業用マルチフィルム	【回収・リサイクルの場合】 類型：1	【回収・リサイクルの場合】 使用後の影響の観点から、リサイクル調和性が高い「類型1」を導入。ただし、分別収集・選別により単一プラスチック種でリサイクルされる場合は、すべての類型も該当し得るため、環境負荷低減効果がより高いものを選択。	【回収・リサイクルの場合】 バイオプラスチックがリサイクルへ混入した際に悪影響がないことが求められる。	
	【農地の土壌にすき込む場合】 類型3	【農地の土壌にすき込む場合】 使用後の機能の観点から、「類型3」のうち、土壌生分解機能を持つものを導入。ただし、農作業の一環として、適正な管理のもと農地へすき込む場合に限る。	【農地の土壌にすき込む場合】 土壌での生分解機能があることが求められる。	
肥料に用いる被覆材	類型：3	使用後の影響の観点から、「類型3」のうち、土壌及び海洋での生分解機能を併せ持つものを導入。	自然環境に流出した際の土壌及び海洋での生分解機能があることが求められる。	
漁具等水産用生産資材	【回収・リサイクルの場合】 類型：1	【回収・リサイクルの場合】 使用後の影響の観点から、リサイクル調和性が高い「類型1」を導入。ただし、分別収集・選別により単一プラスチック種でリサイクルされる場合は、すべての類型も該当し得るため、環境負荷低減効果がより高いものを選択。	【回収・リサイクルの場合】 バイオプラスチックがリサイクルへ混入した際に悪影響がないことが求められる。	
	【必ずしも高い強度や耐久性が求められない場合】 類型：3	【必ずしも高い強度や耐久性が求められない場合】 使用後の影響の観点から、「類型3」のうち、海洋生分解機能を持つものを導入。	【必ずしも高い強度や耐久性が求められない場合】 海洋環境に流出した際の海洋生分解機能があることが求められる。	

注) 利用の状況、特性、製品の組成、リサイクル技術・システム、新たなバイオプラスチック開発等で整理が変わり得るため、状況に応じて随時、本表を更新していく。

サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための 開示・対話ガイダンス（概要）

策定の趣旨

- 本ガイダンスは、サーキュラー・エコノミー（Circular Economy, 以下、CE）への移行を加速するため、CEに特化して政府が策定する“世界初”の開示・対話のための手引き。
- 企業と投資家・金融機関（以下、投資家等）の間で対話・エンゲージメント（以下、対話）を促し、適切にファイナンスを供給することで、技術・ビジネスモデルのイノベーションを推進。
- TCFD提言など広く認知・活用されている枠組みを参考として、当該分野における開示・対話のポイントを提示。
- 今後、ESG開示フレームワークの調和が国際的に進む中、様々な機会を捉えて国内外に向けて情報発信し、本ガイダンスのグローバルな活用拡大を図る。



サーキュラー・エコノミーに係る開示・対話のポイント①

- 着眼すべき6つの項目（「**価値観**」、「**ビジネスモデル**」、「**リスクと機会**」、「**戦略**」、「**指標と目標**」、「**ガバナンス**」）に沿って、ポイントを整理。
- CEへの移行には、幅広い素材・製品・サービスが関わる多様な取組が貢献し得るという特徴を踏まえ、企業は“**移行**”(transition)に向けた**多様なアプローチ**を、「**価値観**」「**ビジネスモデル**」に根差した**一貫した価値創造ストーリー**として発信し、投資家等は**中長期的視点から適切**に評価することが重要。

着眼すべき6つの項目

価値観

- 企業理念やビジョン等への統合的位置付け（経営者メッセージでの明確な言及）
- CEをマテリアリティとして特定した理由
- CEを企業価値向上につなげる基本的方向性
- ビジネスモデルや戦略と一貫した価値創造ストーリー

ビジネスモデル

- CEに係るビジネスモデルが前提とする市場環境とその中長期的動向（バリューチェーンと競争環境、自社の立ち位置、差別化要素等）を適切に分析
- どのように持続的な企業価値向上に結びつくか、顧客に届ける価値と関連付けて説明

リスクと機会

- 自社のビジネスモデルを持続的に成長させる上でマテリアリティとなるリスクと機会の特定
- 価値を創造していく上で、自社の取組を、いかに目標となる収益性を保ちながら中長期的に投資回収していくのか

戦略

- CEに係るビジネスモデルの競争優位を支える経営資源・無形資産等の確保・強化、それらを失うリスク等へ対応する方策
- 中長期の価値創造ストーリーにおける位置付け

指標と目標

- 企業価値向上に向けた戦略実行に関する道標としての目標、その達成度を測る尺度として重要指標（KPI）を予め設定
- CEに関して特定したリスク・機会と対応した形で説明
- 成果（アウトカム）と併せた自己評価を示す

ガバナンス

- 経営層や取締役会が積極的に関与するプロセスが組み込まれているか
- 戦略の達成状況に係るKPIとアウトカムの評価を戦略見直しに活用するPDCAの確立

(参考) 開示・対話に当たって意識すべき各項目の相互関係

価値観

ビジネスモデル

リスクと機会

戦略

指標と目標

ガバナンス

① 上位方針

企業の価値観として
CEに関する課題を重要事項として特定
中長期の全社的な方針として位置付けている

企業理念 等

経営者メッセージ

重要と位置付けたCEに関する課題について、**持続的な企業価値向上に結びつける**ことを示している

✓ CEに関する価値観、ビジネスモデル、ガバナンスが一貫している

重要と位置付けたCEに関する課題について、**経営層や取締役会の関与のプロセス**が組み込まれていることを示している

② 実行

✓ ビジネスモデルを実現するため、CEに関するリスクと機会を把握し、戦略的に経営資源・無形資産等を確保・強化している

✓ 戦略の達成度を測る尺度としてリスクと機会に対応した指標(KPI)と目標を予め設定し、適切な業務執行の下着実に実行されている

市場勢力図における位置付け/類型

バリューチェーンにおける位置付け

差別化要素及びその持続性

・経営資源・無形資産
・ステークホルダーとの関係

CEへの移行に向けて**重要なリスク・機会**を特定し、戦略と関連付けて**持続的な価値創造**にどのようにつなげていくかを示している

内部/外部要因

・政策と法
・技術
・市場
・評判

移行コストの収益化

CEに伴う**機会・リスク**の重要性や対処方針を**組織として決定した過程**を示している

特定した**リスク・機会**に備え、競争優位の源泉となる**経営資源・無形資産**や、**ステークホルダーとの関係**を**維持・強化**する方針を示している

バリューチェーンにおける影響力強化等

経営資源・無形資産等の確保・強化

・人的資本
・技術 (R&D, デジタル)
・ブランド・顧客基盤

CEへの移行に向けた取組がいかに**持続的な企業価値の向上**に貢献するか**達成度を測る尺度として指標(KPI)と目標**を設定している

特定したリスク・機会に対応した形で戦略の成果を評価する**指標(KPI)と目標**を設定している

ビジネスモデルと戦略で示した方針が**適切な業務執行の下で着実に実行されるよう監督・評価の仕組み**が示されている

③ PDCA

✓ 中長期のビジョンの下、戦略実現に向けた時間軸を示すとともに、KPIとアウトカムの評価をPDCAを通じて戦略見直しに活用している

中長期の**ビジョン**の下で戦略実現に向けた**時間軸**を示している

KPIの達成状況と併せて、どのような企業価値向上につながるアウトカムがあったかを示している

KPIの達成状況やアウトカムに係る評価を**PDCAサイクルに活用**している

サーキュラー・エコノミーに係る開示・対話のポイント②

- “**機会重視**”で、CEに係る取組を中長期的な新市場創出・獲得や競争力につなげ、企業価値の向上を目指す。
- 企業は、自社の「ビジネスモデル」を持続的に成長させる上での「リスクと機会」を整理するとともに、いかに**リスクを機会に転換**するか、いかに目標となる収益性を保ちながら**中長期的に投資回収**していくのか等を「戦略」と関連付けて説明し、投資家・金融機関は、中長期的な視点から評価することが重要。

線形経済に依存するリスクの例

<政策と法>

- 循環経済促進のための**規制や税制変更**

<技術>

- 線形型ビジネスモデルの**生産設備の座礁資産化**

<市場>

- 資源の枯渇に伴う**資源価格の高騰・ボラティリティ拡大**

<評判>

- 環境への影響が大きい素材を使用している製品・ビジネスモデルによる**ブランドイメージ毀損**

等

転換

CEへの移行による機会の例

- 循環経済促進のための**規制や税制変更の自社ビジネスへの有効活用**

- IoTを通じた資源効率性向上による**製造コストの削減**

- 枯渇性資源や自社にとって重要な一次資源への依存度低下による**原材料価格の安定化**

- 国際的な市場・社会からの環境配慮要請へ応えることによる**レピュテーション向上**

等

指標の例

- 原材料の全使用量のうち、長期使用又は耐久性向上がなされた対象製品で使用される原材料の割合（質量ベース）

- 循環ビジネスモデルをサポートするためのIT・デジタルシステム、適切なインフラ、プロセスの整備
- 非バージン材の原材料に占める投入割合

- 持続可能なサプライチェーンから調達されている材料の割合

等

プラスチック資源循環に係る開示・対話のポイント

- 国際的な関心の高まり、急速な国内外での政策の具体化の進展等により、プラスチックのサプライチェーンに属する企業を中心として事業環境の変化が生じており、企業と投資家・金融機関の**開示・対話を加速化**する必要。
- 開示・対話のポイントは基本的にCEと同様。**業種や素材分野で特徴が異なる「リスクと機会」「指標と目標」**について、企業はプラスチックの特徴を織り込んで価値創造ストーリーに位置づけ、投資家・金融機関は中長期的な視点から評価することが重要。

リスクの例

<政策と法>

- 中国等のプラスチック廃棄物の**輸入規制**

<技術>

- 他社のプラスチック代替素材の新技术開発による既存技術の**競争力低下**

<市場>

- 需要増大によるプラスチック代替素材の**供給不足**

<評判>

- 使い捨てプラスチック使用等による**ブランドイメージの棄損**

<物理的（直接的）影響>

- プラスチックごみの環境中への流出による**悪影響** 等

転換

機会の例

- 国内処理量の増加による**市場拡大**

- 自社の代替素材に係る技術開発による**競争力向上**

- 環境配慮製品・サービスの**市場拡大**

- 社会からの環境配慮要請へ応じることによる**レピュテーション向上**

- 環境への流出防止に資する製品・サービスの**市場創** 等

指標の例

- プラスチック使用量、リサイクル率

- 代替素材に係る技術開発、製品開発計画の策定

- 再生材及びバイオマス由来成分の割合

- プラスチック容器包装使用量

- 海洋プラスチックごみの削減量 等

※リスクと機会は、価値創造ストーリーに応じ、自社の事業活動に影響を及ぼすと考えられるものを整理

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者を求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。 <div style="text-align: center;">  <p><プラスチック資源の例></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <div style="text-align: center;">  <p><店頭回収等を促進></p> </div>	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

1. 目的、基本方針、責務

【基本方針の策定】

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

<目的>

- この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。 (第1条関係)

<基本方針>

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならないものとする。 (第3条関係)

□ 基本方針で定める事項：

- プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
- プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策
- プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策
- 分別収集物の再商品化の促進のための方策
- プラスチック使用製品の製造・販売事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化の促進方策
- 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策
- 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及
- その他、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

- 基本方針は、法目的の生活環境の保全や国民経済の健全な発展への寄与に向けた内容とし、海外から漂着するごみ対策を位置づけ、海洋プラスチックごみ対策や気候変動対策の方針とも調和

<事業者及び消費者の責務>

- 事業者は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努め、
- 消費者は、プラスチック使用製品廃棄物の分別して排出するよう努め、
- 事業者及び消費者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するとともに、使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めなければならないものとする。

(第4条関係)

<国の責務>

- 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な資金の確保、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、教育活動、広報活動等を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。

(第5条関係)

<地方公共団体の責務>

- 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、
- 都道府県は、市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努め、
- 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第6条関係)

2. 個別の措置事項

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認証**する仕組みを設ける。
 - 認証製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

＜プラスチック使用製品設計指針の策定等＞

- 主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る。）及び専ら設計を業として行う者（以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。）が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「プラスチック使用製品設計指針」という。）を定めるものとする。
 - プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品設計指針が定められたときは、これに即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないものとする。
- （第7条関係）

＜プラスチック使用製品の設計の認証＞

- プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証（以下「設計認証」という。）を受けられるものとする。
 - 登録認証機関は、設計認証の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認証をするものとする。
- （第8条関係）

□ プラスチック使用製品設計指針で定める事項：

- プラスチックの使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫に関して取り組むべき事項の工夫によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項
- その他製造事業者等がプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施について配慮すべき事項

<設計認証プラスチック使用製品の調達についての配慮等>

- 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認証に係るプラスチック使用製品（以下「設計認証プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないものとする。
- 事業者及び消費者は、設計認証プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならないものとする。（第9条関係）

<登録認証機関>

- 登録認証機関の登録は、設計認証に関する業務（以下「認証業務」という。）を行おうとする者の申請により行うこととし、主務大臣は、登録を申請した者が一定の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこととし、登録の更新等について所要の規定を設けること。（第10条から第14条まで関係）

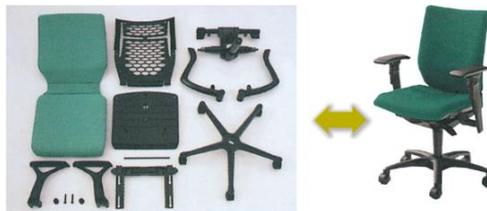
<産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例>

- 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、設計認証プラスチック使用製品の製造、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化及び認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び設計認証プラスチック使用製品、認定自主回収・再資源化事業計画及び認定再資源化事業計画に係る研究開発に必要な資金に充てるための助成金の交付に関する業務並びにこれに附帯する業務を行うことができるものとする。（第51条関係）

<環境配慮設計の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性



代替素材：100%リサイクル素材 22

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

<特定プラスチック使用製品の使用の合理化>

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、その事業において特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第一項に規定する容器包装を除く。）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する事業者であって、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（定型的な約款による契約に基づき、当該業種に属する事業を行う者に特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者を含む。以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。）が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、当該特定プラスチック使用製品提供事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。こと。（第25条関係）

<特定プラスチック使用製品の使用の合理化>

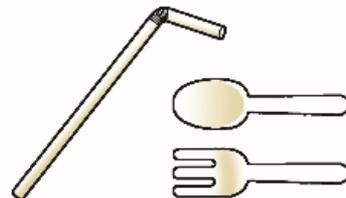
- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、一の判断の基準となるべき事項を勘案して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制について必要な指導及び助言を、特定プラスチック使用製品多量利用事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が政令で定める要件に該当するものをいう。）の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができるものとする。

（第26条及び第27条関係）

□ 使用の合理化のイメージ：

- 消費者への意思確認
- 有料化、ポイント還元
- 薄肉化・軽量化されたものの使用
- 代替素材を使ったものの使用 など

<ワンウェイプラスチックの例>



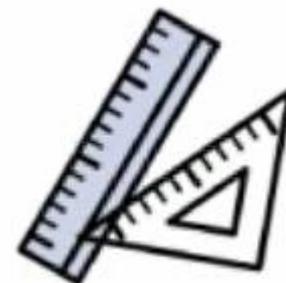
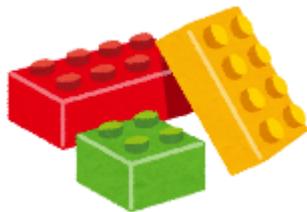
【市区町村の分別収集・再商品化】（プラスチック資源としての一括回収）

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化**を可能にする。

<市区町村の分別収集及び再商品化>

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、当該市区町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努め、市区町村が分別の基準を定めたときは、当該市区町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならないものとする。 （第28条関係）
- 市区町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に委託することができるものとする。 （第29条関係）

<プラスチック資源（容器包装以外）のイメージ>



【市区町村の分別収集・再商品化】（中間処理工程の一体化・合理化）

- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

<市区町村の分別収集及び再商品化>

- 市区町村は、単独で又は共同して、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再商品化計画の変更等について所要の規定を設けること。（第30条及び第31条関係）
- 認定に係る再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。）については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用するものとする。（第32条関係）

<中間処理工程の一体化・合理化のイメージ>



プラスチック資源を回収



選別保管などの中間処理を実施せずに
リサイクル施設へ搬入



リサイクル施設



プラスチック資源を
選別・リサイクル

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

<製造事業者等による自主回収及び再資源化>

- 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、自主回収・再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。（第36条及び第37条関係）
- 自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。（第38条及び第39条関係）

<自主回収の例>



【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準を策定**する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

＜排出事業者による排出の抑制及び再資源化等＞

- 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。）が、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。 （第41条関係）
- 主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、一の判断の基準となるべき事項を勘案して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等について必要な指導及び助言を、多量排出事業者（排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するものをいう。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が一の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等を行うことができるものとする。 （第42条及び第43条関係）

□ 排出事業者の取組のイメージ：

- ・ 目標設定、計画策定
- ・ プラスチックの使用の合理化（例：製造工程の工夫による端材の削減）
- ・ プラスチックの分別排出の徹底・リサイクルの推進
- ・ 情報発信

など

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者等が**再資源化計画**を作成する。
 - ▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

<排出事業者による排出の抑制及び再資源化等>

- 自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業（プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業をいう。以下同じ。）を行おうとする排出事業者及び複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（以下「再資源化事業者」という。）は、再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。（第45条及び第46条関係）
- 再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること。（第47条から第49条まで関係）

<再資源化事業のイメージ>



マテリアルリサイクル



ケミカルリサイクル

注釈

- *1 基準シナリオ1：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋バージン材からの製品製造のCO2排出量
- *2 リサイクルシナリオ：プラスチック資源の収集運搬＋ベール化/保管＋リサイクラーまでの運搬＋リサイクル＋残渣処理のCO2排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量（出典：日本パレット協会）のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋発電焼却（発電効率12.81%：H28年度の焼却施設の平均）＋残渣埋立のCO2排出量
- *5 基準シナリオ2：可燃ごみ（プラスチック資源）の収集運搬＋単純焼却＋残渣埋立＋系統電力のCO2排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット（新規木材代替）、リターナブルパレット（新規樹脂代替）及び再生樹脂（コンパウンド代替率=0.5）と、ガス化（アンモニア製造）及びコークス炉化学原料化を販売量（R1実績）で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂（コンパウンド代替率=1）とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO2/t、リターナブルパレット（新規木材代替）と油化の場合で931kg-CO2/t
- *7 算出値は、平成28年度の市町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値（12.8%、727 kg-CO2/t）として算出。最大の場合には25%、1,430kg-CO2/t、最小の場合には0.08%（平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設）
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。（報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に同様の電力（1.25kWh）に2030年度の排出係数目標である0.37kg-CO2/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じるとCO2削減効果は463kg-CO2/tとなる）

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ① 令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略、「プラスチック資源循環戦略」を策定。
- ② 本戦略のマイルストーンを達成するために必要となる施策に関する調査検討や関係主体の取組を促進するための措置を講ずる。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - ・国内外実態調査
 - ・プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
- (2) プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - ・使い捨てプラスチック等のリデュース促進事業
 - ・多様な主体による未利用プラスチック資源等の回収・リサイクル事業
- (3) プラスチック資源循環戦略普及啓発事業
- (4) プラスチック資源循環戦略に基づくレジ袋有料化に係る事業

2. 容器包装リサイクル推進事業

- (1) 容器包装廃棄物排出実態等調査

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ





【令和3年度予算 3,600百万円（3,600百万円）】

プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

① 化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

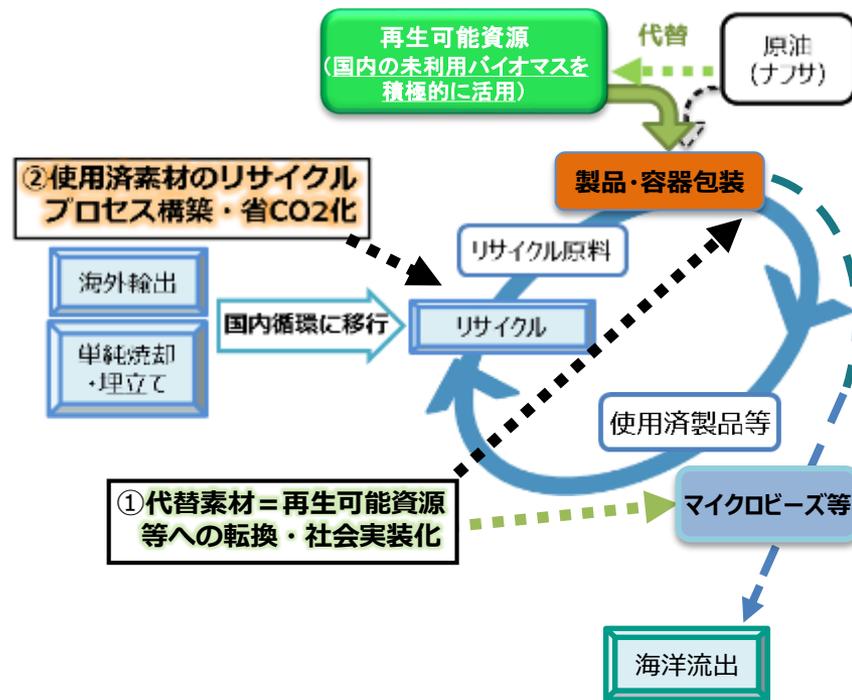
② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和3年度予算 4,300百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算 7,600百万円】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の具体化を通じた脱炭素社会構築のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
- ・さらに、今後の再エネ主力化に向け排出が増加する太陽光発電設備や高電圧蓄電池等、実証事業等において資源循環高度化が確認されている省CO₂型リサイクル設備への支援を行います。
- ・これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強靱化を図ります。

2. 事業内容

- ・省CO₂型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助

<設備例>



<石油精製所を活用したリサイクル設備>



<バイオマスプラスチック製造設備>

- ・省CO₂型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助

<設備例>



<Li-ion電池リサイクル設備>

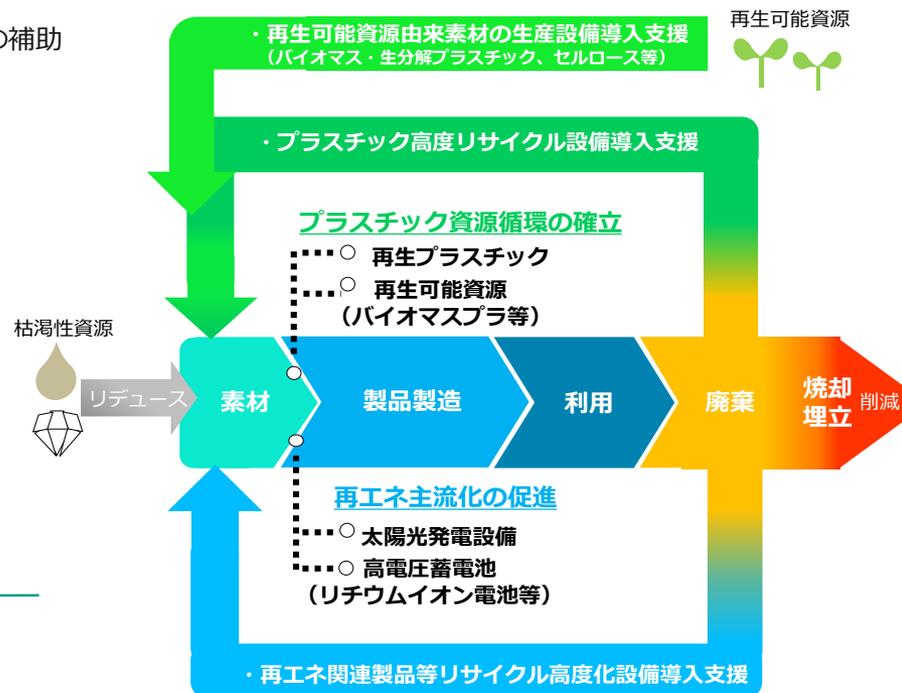


<太陽光発電設備リサイクル設備>

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律～施行に向けて

- 6月4日 原案のまま成立（両院とも全会一致）
6月11日 公布（令和3年法律第60号）
- 公布後1年以内の政令で定める日から施行することとされており、施行に必要な事項について、今夏にも検討。

■ 主な政省令・告示事項

○ 基本方針

○ 環境配慮設計指針

○ 使用の合理化

- 特定プラスチック使用製品（商品の販売又はサービスの提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品）として定める製品、提供事業種、（勧告等の対象となる）多量提供事業者の要件
- 提供事業者の判断基準

○ 市町村の分別収集・再商品化

- 分別収集物の基準
- 再商品化計画の認定に関する申請事項、認定基準

○ 製造・販売事業者等による自主回収

- 自主回収・再資源化事業計画の認定に関する申請事項、認定基準

○ 排出事業者の排出抑制・再資源化

- 排出抑制・再資源化等の判断基準
- 判断基準の対象から除かれる小規模事業者、（勧告等の対象となる）多量排出事業者の要件
- 再資源化事業計画の認定に関する申請事項、認定基準